

障害者雇用を応援します

わたしたち大和郡山市地域自立支援協議会就労部会は、「はたらきたい!」という障害者の方々の夢をかなえるために、ご理解いただける企業を探しています。しかし、「雇ってみたいねんけど、どうしたらいいの?」「どう接したらいいかわからへん…」という不安を持っておられる方は多いと思います。そこで皆様の不安が少しでも和らぐように、このパンフレットを作成しました。このパンフレットをきっかけに、障害者の方々の実習受け入れや雇用について

障害者雇用の実際は・・・

いざ障害者雇用をはじめようと考えた場合、「どんなしごとを任せたらいいの?」「職場にとけこめるかな?」と悩まれることが多いものです。大和郡山市内でも多くの企業が障害者雇用に取り組んでいます。どのようなかたちですすめていくと企業、障害者がお互いに安心して雇用、就労できるか、実例を紹介しますのでご参考にしてください。

障害者雇用を考える企業

- 物流、配送業
- 従業員 60名ほど

就職を希望している人

- Aさん 男性 20歳
- 知的障害 療育手帳B
- 就労に向けた訓練のため福祉サービス事業所を利用



企業の不安

どんな仕事をしてもらおうか?
仕事をしっかりおぼえられるかな?
周りの従業員とうまくやっていけるかな?

支援機関

ハローワーク、職業センター
就業・生活支援センター
福祉サービス事業所 など

企業へのご提案 ～支援機関から～

- ・今の業務を細分化して、本人のできることを一つの役割（業務）としてつくりあげる。
- ・どこに何があるかわかりやすいように色分けしたり、張り紙を倉庫内に貼る。
- ・ピッキングや仕分け作業は本人もできる。
- ・一度体験実習をして適性を見極める。
- ・わからないときに訊ける担当者を決めておく。
- ・作業工程を目で見てわかるように提示する。



実習を実施、職場の環境調整をした結果

障害者雇用した企業の声

最初はなにができるかもわかりませんでしたが、実習から一緒にやってみて、「思っていた以上にできるな」と感じました。支援の人にも協力してもらい、伝票に書いてある商品が、どこにあるのかわかるように文字や写真などを壁、棚に貼るなど、本人ができるようにする工夫をしていきました。その工夫の結果、ほかの従業員も業務がわかりやすくなり、研修生、新任社員がスムーズに業務が遂行できるようになったのはうれしい副産物でした。現場の雰囲気も本人が入ってから変化が見られています。本人に仕事を教えたりすることで、今までなかったコミュニケーションが増え、さらに従業員同士の会話も増えています。また本人の明るい性格から、現場全体の雰囲気も良くなりました。失礼ながら、最初は戦力として考えてはいませんでしたが、今では1人の戦力として会社としても期待しています。



働いている本人の声

実習からできて安心しました。いきなり仕事になっていたら、焦ってうまくできなかったと思います。時々「がんばってるなあ」、「しっかり、がんばれよ」、「調子はどう?」と声をかけられるとうれしくて、仕事にもやる気が出ます。自分もはたらいっているなあと感じます。わからないときにリーダーに訊けばいいと決めてもらったので、わからないときにもすぐに聞いて安心です。支援の人たちも職場に来てくれたり、仕事が終わってから話を聞いてくれたりするので、楽しく仕事をしています。もっといろいろな仕事ができるようがんばりたいです。



障害者雇用を考えていくために、職場体験実習や、制度を使った訓練を活用していく

障害者雇用をすすめていくきっかけとして、障害者が働くイメージをもつことも大事です。

職場体験実習や委託訓練（制度を使った訓練の場の提供）を実施することで、障害者雇用をスムーズに進めていくことができます。



- ・職場体験実習とは、制度などを使わずに、可能な範囲で実際の職場で実習を行います。
 - ・委託訓練とは、障害者の雇用の促進を図るために、障害者が就職に必要な技能や知識を習得することを目的に、企業などで訓練を行う場を提供してもらい、実際の業務を通して訓練をするものです。
- ※会社から給与や交通費を支払う必要はありません。万が一の怪我や事故に備えて個人で傷害保険に加入しています。また、実際に雇用を見込まなくても、障害者の就職に向けた訓練の場として、障害者雇用のイメージづくりとして、他従業員への啓発として実施することも可能です。



実習・訓練期間中に、ハローワーク、職業センター、就業・生活支援センター、障害者支援事業所、学校など障害者本人の支援を行う機関が関わり、事業主や障害者への相談、実習現場でのサポートや調整を行います。

サポートを受けて、障害者雇用を行っていく

実習や訓練の受け入れる余裕がない。すぐに雇用を考えたい。でも雇用どのようにすすめればいいのか？など、よくわからないことも…。まずはハローワークへ障害者雇用の求人募集を出すこともひとつです。またそうすることで活用できるサポート、制度が広がります。雇用するときも、支援機関のサポートを受けることができます。障害者だけでなく、雇い入れた事業主へのサポートも行っています。雇用する側、される側とも無理なく雇用を進めていくためにもサポートを受けたり、制度を活用することをお勧めします。障害者雇用にかかわる助成金、制度には適用要件があります。詳しくは最寄りのハローワークにお問い合わせください。

たとえば、障害者雇用をすすめていくために活用できる制度として次のようなものがあります。



トライアル雇用中または正式に雇用された後も、ハローワーク、職業センター、就業・生活支援センター、障害者支援事業所、学校などが障害者本人に支援を行う機関が関わり、事業主・対象者への相談、定期的な会社訪問を行い、職場への定着を図ります。現場での支援・調整については、ジョブコーチも活用できます。

奨励金・助成金のご紹介

試用雇用奨励金（トライアル雇用）

障害者をハローワーク等の紹介で事業主が短期間雇用（トライアル雇用・原則3ヶ月間）、その間に、事業主と対象労働者として、業務遂行に当たっての適性や能力などを見極め、相互に理解を深めていただき、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけ作りを図る制度です。トライアル雇用を実施する事業主には、トライアル雇用を行う対象労働者1人につき、月額最大4万円が最大3ヶ月間支給されます。

精神障害者ステップアップ雇用奨励金

精神障害者をハローワーク等の紹介で試行的に雇用し、一定の期間（3か月から最長12か月・週所定労働時間10時間以上）をかけて、職場への適応状況をみながら、徐々に就業時間を延ばしていく雇用に取り組んでいただく事業主の方が対象となります。事業主と精神障害のある方の相互理解を深め、その後の常用雇用移行や雇用のきっかけ作りを図る制度です。月額2万5千円として支給対象期間の各月支給額の合計額が支給されます。

特定求職者雇用開発助成金（週所定労働時間20時間以上から対象になります）

障害者をハローワーク等の紹介で継続して雇用する労働者（一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給します。支給額：対象労働者に支払われた賃金相当額の一部として、例えば下記の金額が支給対象期（6ヶ月）ごとに支給されます。

例）**短時間労働者以外（週所定労働時間が30時間以上）で、身体・知的障害者の場合【※カッコ内は中小企業】**

総支給額50万円【135万円】：助成対象期間1年【1年6ヶ月】

支給対象期ごとの支給額…第1期25万円【45万円】・第2期25万円【45万円】・第3期【45万円】

※各種奨励金・助成金は、「受給できる事業主」・「受給するための要件」があります。最寄りのハローワークにご確認ください。

障害者雇用における成功例、配慮

様々な雇用事例における成功例、成功に導くための工夫、導入機器の一例を掲載します。
ちょっとした工夫で障害者が企業の戦力になることをこれらの事例で紹介させていただきます。



▲聴覚障害者が接客している事例

聴覚障害者の雇用では、電子メールや筆談用ボードの活用等、視覚的に音声情報を伝えることで、コミュニケーションをはかることができます。



▲視覚障害者が認識しやすいように階段にテープを張る工夫事例



▲視覚障害者が事務作業に従事している事例



▲書類を拡大読書器で確認している事例

▲弱視者のためにズーム式のビデオカメラで本や書類を写し取り、モニター画面に拡大表示します。拡大倍率は2～40倍程度で任意に設定することができ、最近ではカラー表示のものや、液晶ディスプレイを利用した携帯性に優れたものもあります。



▲肢体不自由者や視覚障害者が移動しやすいようスロープを設置する工夫事例



▲精神障害者がベッドメイクに従事している事例

精神障害者の雇用では、短い時間から徐々に労働時間を増やしたり、仕事を細分化し、作業の流れや手順を決め、簡易な作業から徐々に全体を習得できるような工夫をしたりして頂くことで、安定した勤務ができます。



▲知的障害者が看護補助に従事している事例



▲知的障害者が事務作業に従事している事例

「知的障害者には危険度の高い機器の操作や刃物の使用は事故や怪我につながる」と不安を持つ事業主様もいますが、知的障害があるから安全意識や危険回避能力を持っていないわけではありません。適切な労働安全教育を行うことで安全な行動をとることができます。ジョブコーチの協力を得ながら、知的障害者に分かりやすい安全教育の教材（テキスト・マニュアルなど）を作成するとより効果的です。

※障害者を雇い入れたり、障害者の雇用を継続するために障害に配慮した職場環境を整備したりする等の場合に、費用の一部に助成が出る場合もあります。「受給するための要件」や「申請書提出の必要」がありますので、奈良高齢・障害者雇用支援センター（電話0742-30-2245）にお問い合わせ下さい。

大和郡山市内の主な就労支援機関一覧

(大和郡山市近辺の、障害者が「働く」ことを支援する機関の一覧です。)

●ハローワーク(公共職業安定所)

障害者の「専門相談窓口」があり、就職に関する職業相談、紹介を行っています。障害者の雇用制度の窓口です。

大和郡山公共職業安定所	大和郡山市観音寺町168-1	Tel : 0743-52-4355 / Fax : 0743-55-0670
-------------	----------------	-----------------------------------------

●奈良障害者職業センター (独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構)

円滑な就職活動や適切な職業選択ができるよう職業相談や職業評価、職業リハビリテーションを行っています。

奈良障害者職業センター	奈良市四条大路4丁目2-4	Tel : 0742-34-5335 / Fax : 0742-34-1899
-------------	---------------	-----------------------------------------

●障害者就業・生活支援センター

地域のいろいろな機関と連携をとりながら、就職や職場定着に関する様々な相談支援を行っています。

なら西和障害者就業・生活支援センター ライク	生駒郡三郷町三室1-10-19	Tel : 0745-51-2001 / Fax : 0745-31-7721
---------------------------	-----------------	-----------------------------------------

●障害者就労支援事業所

事業所内外で、授産品の製造・販売、内職、接客などの就労に向けた訓練を行っています。

いっぽの家	大和郡山市杉町134-5	Tel : 0743-57-7301 / Fax : 0743-57-7301
きづな苑	大和郡山市山田町337-1	Tel : 0743-58-5001 / Fax : 0743-58-5002
Com. きらめき	大和郡山市小泉町246-3	Tel : 0743-54-1042 / Fax : 0743-54-1430
彩食キッチンBon	大和郡山市小泉町75-2	Tel : 0743-58-5572 / Fax : 0743-54-0003
ひかり園	大和郡山市矢田町382-2	Tel : 0743-55-2821 / Fax : 0743-55-2822
ひかり園のぞみ	大和郡山市発志院町259	Tel : 0743-23-1122 / Fax : 0743-23-1133
ふれあい工房	大和郡山市九条町1334	Tel : 0743-54-6701 / Fax : 0743-54-6731
ワークスペースこすもす	大和郡山市北郡山町87-3	Tel : 0743-84-4321 / Fax : 0743-84-4646
みんなの広場らんまん	大和郡山市千日町25-4	Tel : 0743-53-7822 / Fax : 0743-53-7822
あおぞら	天理市二階堂北菅田町27-2	Tel : 0743-64-2462 / Fax : 0743-64-2462

●奈良県立特別支援学校

学生への就職や職場定着の支援を行っています。

盲学校	大和郡山市丹後庄町222-1	Tel : 0743-56-3171 / Fax : 0743-56-9148
ろう学校	大和郡山市丹後庄町456	Tel : 0743-56-2921 / Fax : 0743-56-8833
奈良養護学校	奈良市七条町135	Tel : 0742-34-2671 / Fax : 0743-33-9459
奈良東養護学校	奈良市七条2-670	Tel : 0742-44-0112 / Fax : 0742-44-5681
二階堂養護学校	天理市庵治町358-1	Tel : 0743-64-3081 / Fax : 0743-64-2962
高等養護学校	磯城郡田原本町宮森34-1	Tel : 0744-33-2626 / Fax : 0744-32-7289

●地域生活支援センター (大和郡山市から「障害者相談支援事業」の委託を受けています)

生活や就業生活での困り事の相談を受け、福祉サービスの紹介や利用の調整・情報の提供などを行っています。

はあと	主な対象:身体障害	大和郡山市永慶寺町3-19	Tel : 0743-58-5550 / Fax : 0743-58-5550
りんく	知的障害	大和郡山市発志院町259	Tel : 0743-84-5159 / Fax : 0743-56-6969
ふらっと	精神障害	大和郡山市柳2-23-10	Tel : 0743-54-8112 / Fax : 0743-52-1665

●大和郡山市厚生福祉課障害福祉係

福祉サービス利用に関する相談や申請手続き(障害福祉サービス受給者証や障害者手帳の交付)を行っています。

大和郡山市厚生福祉課障害福祉係	大和郡山市北郡山町248-4	Tel : 0743-53-1151 / Fax : 0743-55-2351
-----------------	----------------	-----------------------------------------